

「あいスタ」認証説明会を開きました！



尾北民商は7月28日（水）に、あいスタ認証制度についての説明会を行いました。飲食業の会員さんたちの関心は高く、26人が参加しました。

最初に、調査を受ける前提として視聴しておく必要のある「感染防止対策動画講座」を上映し、その後に対応する資料を開きながら、あいスタの50項目それぞれについて具体的な対応を解説しました。

参加者からは「資料だけでも多すぎてつらい。一人でやっている店がこなすのはきつい」「お客さんへのお知らせを全部1枚で済ませられるポスターを、民商が作ってくれたのはありがたい」などの感想がありました。

あいスタ（ニューあいちスタンダード）とは

愛知県が新型コロナウイルス感染対策を十分実施している飲食店を独自に認証する制度です。県は10月以降、飲食店が休業・時短協力金を受け取るにはこの認証の取得を条件にしようとしています。

これまでの安心・安全施設宣言が、業者の自己申告で認められていたのに対し、あいスタ認証は第三者が実際に店に来て確認します（旅行代理店のJCBが県から調査業務を請け負っています）。

確認項目は、最低限満たさなければならない32項目、店の設備の有無により課される10項目、ステッカーに星を入れたい場合に達成しなければならない8項目の、計50項目あります。

個人・家族経営のお店とチェーン店など規模の大きい店では、客数も設備投資費用も異なりますが、現状のあいスタ認証はこれを同列に扱っています。民商はすべての業者の営業と生活を守るために運動を続けます。

次回あいスタ説明会 8月10日（火）

午後1時30分～2時30分 尾北民商事務所

支部主催でインボイス制度の学習会を開きました！

扶桑支部は7月31日（土）にインボイス制度の学習会を開きました。

6人が参加し、湖東税理士がインボイスについて講義する約1時間の動画を視聴した後で、感想や対策について意見を交わしました。

また、インボイス制度の直接の影響を受けない一般消費者に、どう説明して署名を集めるかを話し合いました。

インボイス制度が実施されてしまえば年売上1千万円以下の免税業者は商取引から排除されます。

自らが消費税課税業者であっても本則課税を選択している場合、仕入れ・外注など免税業者の取引先がいれば、課税業者になってもらうか、取引を打ち切り他の課税業者に切り替えなければ消費税分を丸被りすることになります。簡易課税を選択している場合でも、インボイス実施後は簡易課税縮小が政府の方針であり、数年遅れで本則課税業者と同じ問題に直面する恐れがあります。

中小業者にとってインボイス制度は不利益しかありません。実施を許せば数十万の小規模業者が廃業に追い込まれる可能性があり、また起業そのものがより困難な社会になります。

犬山支部は8月1日（日）に南部公民館でインボイス制度の学習会を開きました。一週間前に犬山事務所に役員が集まって、会員に向けた電話がけを行った結果、18人が参加しました。

全商連政策の動画3分と湖東税理士の動画17分を視聴した後、林支部長と吉田顧問が講師を務め、インボイス制度について学びました。

インボイスの中止は可能なのかとの質問が出た際は、消費税が成立までに2回廃案に、10%への増税も2回延期になった歴史に触れ、反対の声を形にすることが大切で、そのためにも署名を集めようと呼びかけました。



さらに政府はこの制度を通して、国民の消費活動の情報すべてを収集し、しかも、そうして得た情報を、企業が営利活動に使える体制を構築しようとしています。

インボイス制度は、日本で暮らす人全員のプライバシーを大きく侵害します。

尾北民商

ニューズ

2021年
8月9日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390